



ISSN 0385-0838

第 176 号

発行所

亜細亜大学アジア研究所

東京都武蔵野市境 5-8

電話 0422 (36) 3415

郵便番号 180-8629

長期化する香港の混乱

遊川和郎

香港で過激な抗議活動が続いている。活動はなぜこれほどの盛り上がりを見せているのか、また事態は今後どう動いていくのだろうか。

1. 大規模デモはなぜ起きたのか

(1) 殺人事件を奇貨とした条例改正

2017年に就任した林鄭月娥行政長官は、「期待できない」という事前の予想に反し、当初はその評価が見直されていた。前任の梁振英行政長官時代、成果なく終わった雨傘運動とその後の市民を置き去りにしたような強権的な政府の対応によって社会の分断が進んでいた。林鄭長官は政治的に敏感な問題には着手せず、まずは社会の亀裂を修復しようというところから始めたので、安心感が広がり支

持率も歴代長官に比べて遜色なかった。

ところが中央はそうした融和的な姿勢に不満を抱いていた。林鄭長官は中央の意向を受け、就任1年たった頃から、政治的な問題にも強硬な対応に転じる。中国の法執行が香港内に及ぶことで議論のあった「一地兩検（西九竜駅での中国職員による入出境審査を認めるもの）」を議会で通し、独立を主張する香港民族党の活動禁止、意に沿わない英紙編集者の査証（ビザ）更新を拒否した。その結果、2018年9月辺りから支持率は急降下を始めた。

林鄭長官にしてみれば、一連の取り組みをもって中国側の理解を得たかたのだろうか、2018年11月に北京で習近平国家主席と会

目次

- 長期化する香港の混乱 …… 遊川和郎 …… (1)
- ASEANのインド太平洋構想
— ASEAN中心性と包摂を強調 —
…… 石川幸一 …… (4)
- 一九八〇年、九〇年代の韓国における
日本商社のビジネス(第三回)
…… 藤田 徹 …… (6)
- 写真が語る韓国の「原風景」②
…… 前川 恵司 …… (8)
- 日韓紛争の激化を機に考える
— 変化しつつある両国関係と関係冷却長期化への備え —
…… 奥田 聡 …… (10)
- 「アジアの窓」雲南恐るべし
…… 大泉 啓一郎 …… (12)

見した際、遠回しの表現ではあったが「(国家安全条例の制定を)いつまで待たせるのか」といった不快感を示されたという(香港紙報道)。国家安全条例は基本法で制定を義務付けられているので早晚実行しなければならぬ政治課題だが、香港政府は重建華行政長官時代の2003年に制定を図ったものの、大規模デモで撤回に追い込まれた経緯があった。それ以来導入のハードルは高くなり、林鄭長官も前述のようにこの問題を避けていたが、取り組みを示さざるを得ない状況に置かれていたと思われる。

一方、2018年2月、逃亡犯条例改正のきっかけとなる香港人男性による台湾での殺人事件が起きた。男性は香港に逃げ帰ったた

め、台湾側は3度にわたり、香港側に犯人の引き渡しを要請したが、当局はまったく対応していなかった。ところが事件後1年経過した19年2月、突然、台湾への容疑者引き渡しには中国への容疑者引き渡しを可能にする条例改正が必要であるとして立法化手続きに着手した。香港政府また中国側も条例改正は北京の指示ではなく香港側が自発的に取り組んだものとしているが、このように釈然としない点が多い。北京の圧力が香港側の忖度かは不明だが、台湾での殺人事件を奇貨として条例改正を囂ろうとしたと考えるのが妥当ではないだろうか。

(2) 親中財界人から懸念続出

香港政府の進め方は強引だった。当初は殺人事件遺族への同情や、香港を「逃亡者天国」にしないという大義もあって反対の声は限定的だった。反対デモは初回(3月31日)参加者1・2万人(主催者発表、以下同)で過激な主張する勢力が氣勢を上げている印象だったが、4週間後の第2回には一般市民も加わって13万人と返還後2番目の規模となった。弁護士会や宗教団体が反対声明を出し、教育現場にも署名活動など反対の声は広がった。

注目すべきは、民主派よりも親中派財界人が真っ先に条例改正に消極的な声をあげ始めたことだった。改正手続き開始当初は、中国の反腐敗運動を受けて、香港に逃げ込んだ本土の経済犯らを中国に引き渡す目的が大きい

とみられていた。これは香港で中国とのビジネスを手掛ける財界人には他人事ではない。香港の資産差し押さえや過去の容疑に遡及する可能性など疑念が噴出した。財界人らは3月に北京で開かれた全人代、全国政治協商会議の分科会で非公式ながら条例改正に対する懸念を示したとされる。

政府は親中経済界の反対を考慮して、引き渡しの対象となる容疑の最高刑を当初の3年以上から7年以上に引き上げ、9つの容疑(経済犯罪)を除外するなど2回にわたって修正に応じ早期成立を囂ろうとした。しかし、市民の不安に何も答えないまま財界にだけ配慮して条例改正案を通そうとする政府の姿勢に民主派は反発、議会の審議もストップした。危機感を強めた香港政府は5月に入り中央への支持を求めたとみられ、韓正・副首相をはじめ中央や香港の出先機関が相次いで改正支持を表明する。しかし、市民には高圧的で北京へつらう香港政府の姿勢は、市民のさらなる反発を招いた。こうして立法会の最終審議に入る直前の6月9日に民主派が仕掛けたデモは103万人という規模に膨れ上がった。

2. なぜ混乱は長期化しているのか

(1) 行政長官の致命的ミス

林鄭行政長官の最大のミスは、6月9日のデモの時点で事態を收拾しなかったことである。6月末に開催が迫ったG20大阪サミットと米中首脳会談までに成立を図りたかった

のだろうが、予定通り改正手続きを進めるといふ長官の発言(9日)を受け、12日にはデモ隊と警察が衝突、負傷者を出した。さらにこの衝突をめぐる長官が「暴動」と発言、警察の「過剰鎮圧」という別の問題が加わり事態は複雑化、市民は長官の会見に納得せず16日のデモは未曾有の200万人規模となった。その後の抗議運動は一条例案の問題ではなく、初動対応の拙さが大きな禍根を残した。

(2) 運動の変質

200万人デモ以降、活動の性質は反中国、反政府へと大きく変化した。事実上の独立を求める急進的な勢力などが運動をリードし始め、活動は「和理非(平和的、理性的、非暴力)」と呼ばれる平和的なデモ・集会から、政府庁舎や空港、駅、地下鉄などでの妨害行為、暴力や破壊行為を伴う過激な行動、警察との衝突が常態化している。7月1日の立法会突入・議場占拠、同月21日には中国政府の出先機関に押しかけ卵を投げつけたり、壁にスプレーを吹き付け落書きしたり、国章を汚したりした。8月に入るとゼネスト(5日)、空港ターミナルの占拠(9~13日)、空港との交通遮断、人間の鎖などより広く社会に訴える方法を選択する他、中心部だけではなく、新界地区に活動を広げ、警察との激しい衝突が繰り返されるようになった。警察の対応もより攻撃的になり、双方で負傷者が増加、6

月9日から9月16日(100日間)の逮捕者は1400人を超えた。

もう一つの大きな特徴は香港問題を国際社会に訴え始めたことである。6月にはG20大阪サミットの前、クラウドファンディングで約9000万円の資金を集め、世界の主要紙に香港問題を議題として話し合うよう意見広告を出し、その後も支持を訴える意見広告を出した。9月に入ると米議会に「香港人権・民主主義法案」の早期成立を求めて数万人のデモを行い、黄之鋒はドイツを訪問しマーツ外相と面会、黄之鋒と歌手の何韻詩は米議会公聴会で同法案の早期成立を訴えた。

雨傘運動では進め方を巡って参加者の意見が割れ失敗に終わった反省から、今回は「和理非」を訴える穏健派も破壊や過激な行動で訴えようとする「勇武派」も互いに非難、仲間割れをしない方針を共有している。匿名で使える「テレグラム」Airdrop、参加者が自由に討論する「LIHK」などを使用し、リーダーはいないとされる。また思いついた攻撃の対象と手法は躊躇することなく機動的に行っている。

3. 收拾の見通し

(1) 中国政府の対応

中国政府は、5月に条例案改正への支持を韓正・副首相が表明したが、条例案を事実上撤回してからは、香港政府の方針を「支持、尊重、理解」していると繰り返すだけである。中央は手を下さず、香港政府が警察力の強化

に頼った対応をしているが、市民の警察への反発は増し、過激な運動への支持が離れても、市民の支持が政府(長官)には向かっていないのが実情である。しかし、前述のように活動側は海外に支援を求めているものの、国内との連携は模索しておらず、それが中国国内への飛び火という最悪の事態を免れる大きな要因となっている。

中国政府が解放軍を投入する場合の法的根拠は、香港側からの要請(基本法第14条)か全人代常務委の判断で国内法を適用する場合(基本法第18条)である。米中間で通商摩擦が長期化する中、新たに香港問題で国際社会を敵に回すのは得策ではない、という判断が武力行使を自制させる大きな理由になっていると思われる。

中国政府、また香港政府は焦点を政治から経済問題に移し、その改善策を示すことで、大多数の市民を味方につけたい、というのが一つの方向性である。香港の住宅価格(2018年)は年収の20.9年分(米国の調査会社)というほど高騰して庶民の購買力と大きく乖離した。価格が高騰すれば狭小化も避けられず住宅事情は市民にとって最も切実な問題と言ってもよい。過去、大手財閥が不動産需給をコントロールしていたことが価格高騰の背景にあり、政府側(中国・香港)は財閥から土地の拠出を迫り公共住宅を建設することで庶民の溜飲を下げるのが過激な活動側と一般市民の分断策と考えているだろう。

(2) 活動側の事情

混乱が長期化する中、活動側は明日なき戦いを続けており、現実的な活動のゴールが見いだせないでいる。国際社会に支援を求め、9月25日には米上下両院外交委員会が「香港人権・民主主義法案」を可決した。本会議でも可決される公算が高く、トランプ大統領の署名で成立する。彼らの外国に支援を求める活動は、中国との対話を拒絶し対峙する道であり、もう引き返すことはできないところに来てしまった。もし今回の運動が終息すれば、その後の活動は不可能となる。そうした危機感を彼らが十分に有しているがゆえにその活動は熾烈なものとなっている。

最も理想的には、国際社会が香港の自由、一国二制度を守る運動を支持し、中国の干渉や圧力に悩まされなくなることである。米国のよる中国への圧力が効いている今が大きなチャンスであるのは間違いない。一方、海外の理解と支援が持続的に得られるか不透明な部分もある。ウイグルの強制収容所のような明らかなる人権侵害とは性質がやや異なり、国際社会が内政問題としてどの程度介入可能か難しい。また一国二制度というのは定義が曖昧で、中国側がその解釈権を持っている。中国の体制がよほど大きく転換しない限り、長期的に香港への干渉が無くなるとは考えにくい。長期的な戦術のオプションも必要ではないだろうか。

(ゆかわ かずお・アジア研究所教授)

ASEANのインド太平洋構想 — ASEAN中心性と包摂を強調 —

石川 幸一

中国は、東南アジア、南アジア、中央アジアを經由して欧州、アフリカ、オセアニアに至るインフラ整備を中核とする壮大な地域協力構想「一带一路」構想を推進している。一带一路構想に対抗して日本と米国が打ち出したのが「自由で開かれたインド太平洋 (Free and Open Indo-Pacific: FOIP) 構想」である。自由で開かれたインド太平洋構想は、日本が2016年に提唱したインドおよびアフリカを含めた(米国はアフリカを含めていない)地域協力構想であり、中国の海洋進出と「一带一路」構想に対抗(けん制)する意図がある。日本政府は、中国への対抗について否定しているが、航行の自由、紛争の武力や威嚇によらない解決、質の高いインフラ整備などが主要内容となっていることから中国けん制という狙いがあることは明らかだ。

遅れていたASEANの構想発表

ASEAN、中でも「海のASEAN」と呼ばれるインドネシアなど島嶼部は太平洋とインド洋の間に位置している。アジア太平洋地域とインド洋地域を一体としてとらえ、経済開発と地域協力および海洋の安全保障協力を行う「イ

ンド太平洋」構想は日本、米国に加えて、豪州、インドも提唱していたが、インド太平洋の中心にあるASEANは従来積極的ではなかった。しかし、2019年6月23日の第34回首脳会議でASEAN版インド太平洋構想(ASEAN Outlook on the Indo-Pacific)を採択した。

ASEANが独自のインド太平洋構想をこれまで発表していなかった理由は3つある。まず、加盟国のインド太平洋構想への見解が一致していなかったことである。インドネシアは積極的でベトナム、シンガポール、タイは反対ではないが、マレーシア、フィリピン、カンボジア、ラオスは沈黙を守っていた。次に、日本、米国など域外大国が主導するインド太平洋構想に参加することでASEAN中心性が損なわれる懸念があることだ。3番目に日米のインド太平洋構想が中国へのけん制という要素を含んでいたためである。

2019年になりASEANがインド太平洋構想を採択したのは、日本、米国、豪州、インドという4つの域外大国主導でインド太平洋協力が進められており、地理的にインド太平洋の中心に位置するASEANのプレゼンスが低下し、む

しろ参加しないことによりASEAN中心性が棄損する恐れが強まったこと、豪州やインドが中国を除外しない構想を発表するなど中国けん制の要素が抑制されてきたことが背景にある。

インド太平洋の中心に位置するASEAN

ASEANのインド太平洋構想は、全体で5頁という短いもので、①背景と理由、②主要な要素、③目的、④原則、⑤協力的分野、⑥メカニズムから構成されている。①背景と理由では、アジア太平洋地域とインド洋地域が世界で最もダイナミックな経済発展の中心となっており、地政学および地戦略的な(geostrategic)シフトが起きていることを指摘している。東南アジアはインド太平洋地域の中心にあり、ASEANが主導して経済および安全保障上の地域制度枠組み(アーキテクチュア)を形成しこの地域の人々に平和、安全、安定と繁栄をもたらすことはASEANの利益になると述べ、ASEANはインド太平洋の協力ビジョン作りにリーダーシップを発揮し、中心的な役割を果たす必要があると述べている。②主要な要素として、アジア太平洋とインド洋を緊密に統合され相互に連結し、ASEANが中心的かつ戦略的な役割を果たす地域として捉える視点、競争ではなく対話と協力のインド太平洋地域をあげている。③目的として、ルールに基づく地域制度枠組みの支持、経済協力推進、信認と信頼強化により、平和、安定、繁栄を可能とする環境づくりとASEAN共同体形成プロセスの強化と既存のASEAN主導のメカニズムの強化などをあげている。

ASEAN 中心性が原則

④ ASEAN のインド太平洋構想の原則は、ASEAN 中心性、開放、透明性、包摂、ルールに基づく枠組み、良き統治、主権尊重、不干渉などである。また、紛争の平和的解決、威嚇や武力の使用の放棄、法のルールの促進を含む東南アジア友好協力条約(TAC)の目的と原則が ASEAN のインド太平洋構想の指針となる。

⑤ 協力分野は、海洋協力、連結性、国連持続的開発目標(SDG)、経済およびその他の協力の 4 分野である。(a)海洋協力は、戦争に発展する可能性のある未解決の海洋領域紛争、航行と飛行の自由、越境犯罪、持続不可能な海洋資源開発、海洋汚染、海洋科学技術協力などに取り組み。(b)連結性では、ASEAN 連結性マスタープラン(MPAC)2025の補完・支持、インフラを含むプロジェクトの資金動員のため官民連携(PPP)の推進、メコン地域協力枠組みなどのサブリージョナルな地域枠組みとの相乗効果などをあげている。(c)国連持続的開発目標(SDG)では、デジタル経済を活用したSDG目標の達成、ASEAN 共同体ビジョン2025、2030年国連アジェンダなどとの補完、調整を行う。(d)経済およびその他の協力分野では、南南協力、貿易円滑化と物流インフラとサービス、デジタル経済と越境データフローの円滑化、中小零細企業、経済統合深化、金融の安定と強靱さの確保、AEC 2025ブループリントとRCEPを含むその他のFTAの実施の支持による貿易投資の強化促進など多様な分野が提示されている。⑥メカニズム

では、東アジアサミット(EAS、ASEAN+8)などASEAN主導のメカニズムにおいて、戦略的議論と実地的な協力を追求するとしている。

ASEAN 主導の枠組みで推進

注目されるのは、新たなメカニズム(協力枠組み)を作るのではなく、既存のメカニズムを強化しインド太平洋構想を議論し実施していくとしていることである。既存のメカニズムは ASEAN が主導する枠組みを意味しており、具体的には東アジアサミット(EAS)、拡大ASEAN 防衛大臣会合(ADMMプラス)、ASEAN 地域フォーラム(ARF)などである。つまり、インド太平洋構想の議論や協力は ASEAN 主導のメカニズムで行うとしている。

ASEAN 主導の枠組みは、ASEAN 中心性が運営の原則となっており、既存の枠組みでインド太平洋構想を進めることは ASEAN 中心性を原則として進めることを意味している。従って、ASEAN 中心性を原則とするとともに ASEAN 中心性が確立している ASEAN 主導の枠組みで議論や実施を行うことにしており、ASEAN 中心性を二重に確保しているのである。

次に、ASEAN 主導の枠組みは中国が参加しており、ASEAN のインド太平洋構想は中国を排除していないことになる。原則の一つに「包摂」が挙げられているが、インドのインド太平洋構想で示されたようにインド太平洋構想における「包摂」は中国を除外しないことを意味する。競争ではなく対話と協力のインド太平洋

地域を目指すとしていることも中国を除外しないということの意味する。

協力分野は、海洋協力では海洋の安全と安全保障、航行と飛行の自由など日米の協力分野と共通する分野もあるが、環境問題や資源管理、小規模漁業コミュニティの保護、災害管理など社会開発分野が多く、連結性では ASEAN 連結性マスタープラン2025の補完・支援に重点を置いている。経済開発および ASEAN 共同体構築に資する協力分野が中心となっており、質の高いインフラ、海上法執行能力の強化(日本)、安全保障支援、航行の自由作戦の増加(米)など日米の構想とは異なっている。

ASEAN のインド太平洋構想は、モディ首相が2018年6月に発表したインドの「自由で開かれた包摂的なインド太平洋構想」に類似している。インドの構想は、①全ての国を含む包摂的な構想、② ASEAN がインド太平洋構想の中心、③分断のどちらかに属することを否定、④連結性の重視などの特徴を持っている。ASEAN の構想では、米、国、日本、豪州、インドの協力枠組みであるQUADについて一度も言及していない。ASEAN が ASEAN 主導の枠組みを強調する意図は、QUAD をインド太平洋構想推進の枠組みにすることへの対抗である。

参考文献・石川幸一(2019)「自由で開かれたインド太平洋構想」、平川均ほか編『二帯一路の政治経済学』文眞堂、所収。

(いしかわ こういち・亜細亜大学アジア研究所

特別研究員)

一九八〇年、九〇年代の韓国における

日本商社のビジネス(第三回)

―労働組合と税金問題を中心に―

藤 田 徹 (注1)

第二章 税金問題

旧日韓租税条約が発効した一九七〇年十一月から、一九九九年十一月に新しい「日韓租税条約」が発効するまでの期間に、韓国に支店を置いていた日本の総合商社の中で、韓国との取引で儲かっていた会社はほとんどなかったと思われる。

韓国では、実際の所得に対して課税されるだけではなく、見做し(みなし、推計)課税をするために税額が莫大になり、実際の利益額を大幅に上回っていたからである。その他、税務調査に於ける税務当局の見解が安定していないこと、新しい形態の取引を行なう場合などの程度の税金負担があるのか予測が不可能であることなどのほかに、税務申告手続きが煩雑で膨大であるという根本的な問題もあった。

日本の大手メーカーの中には、韓国に支店を置いたために、複雑な法人税申告業務をやらなければならぬ上、巨額の課税が行なわれることから、韓国に支店を置くことに嫌気がさし、商権を日本商社に譲り渡して、韓国の支店を撤去した事例が多数あった。

総合商社の場合も単に税金問題だけを考えれば、支店を撤廃した方が合理的であるが、隣国で経済関係も緊密な韓国に営業拠点を置かない訳にはいかないため、相当な手間と労力を掛けて申告し、巨額な納税をしながらも、韓国の支店を維持していたのである。

日韓租税条約

日本商社は、日韓外交正常化交渉が大詰めを迎えていた一九六二年頃から韓国に出張者を派遣して、本格的な取引開始に向けての準備を始め、一九六五年に国交正常化が実現すると、長期出張者を派遣したり、事務所を開設するなど韓国との取引を再開した。銀行としては一九六七年に東京銀行(注2)がソウル支店を設置した。なお三井物産は日韓併合(一九一〇年)前の一九〇四年(明治三十七年)に初めて京城(現ソウル)事務所を開設し、三菱商事は一九二六年(大正十五年)に京城事務所を設置しており、住友グループの住友商事は戦後一九四五年に発足したが、住友合資会社は一九三三年(昭和八年)に京城販売店を設置している。

(旧)日韓租税条約は、一九六七年四月に交渉が開始され、一九七〇年三月に署名、同年十月に発効した韓国が独立後初めて締結した租税条約で、日本企業側が一方的に不利な不平等条約であった。

戦後、韓国に進出した日本商社が初めて税金問題に遭遇するのは、一九六四年に韓国政府系企業の設備機械等の調達を行なう政府組織の調達庁(注3)に対する日本商社の売上高に、韓国政府が十三%の見做し口銭率による法人税を課税したことから始まる。そして、一九六六年からは調達庁以外の全ての韓国向け輸出取引に対して二・三%の見做し口銭率により課税した。

一九九〇年代の初めまでに韓国が締結した租税

条約は三十数件あったが、旧日韓租税条約だけが唯一「総合主義(Entire Income Principle)」によって締結された。このため、韓国に支店がある以上、支店を通して行なった取引であるか否かに拘らず、日本の本社及び日本国内と海外にある支店が行なった韓国内に源泉がある取引は、全て韓国での法人税申告の対象となった。一方、残りの租税条約は全てOECDモデルと呼ばれる「帰属主義(Attributable Income Principle)」によって締結されており、韓国に設置した支店が関与した取引のみが課税対象になる。つまり、支店に帰属する取引と利益に限定して課税される方法であるため、日本以外の国の企業は日本企業のような不利益は被っていないかった。

税務申告対象になる取引分類

旧日韓租税条約では、いくつかある取引形態のうち、どの取引形態に属すかで課税方法が異なる。「都売(卸売)業課税取引」：日本から韓国への輸出取引で、日本商社の本社あるいは本社の日本国内および海外支店が契約・決済の当事者になる取引である。

「輸入取引」：外国から見ると韓国からの輸入取引、すなわち、韓国から日本等への輸出取引で、日本商社の本社あるいは日本国内支店が契約・決済の当事者になる取引であり、韓国からの輸出に貢献したとして非課税となる。

注1…一九七三年に住友商事入社、日本本社では一貫してアジア大洋州を担当し、ソウル支店勤務と韓国の総合商社社長顧問としての出向を含めて通算約十年間韓国に駐在、韓国現地法人の社外取締役も務めた。

注2…一九五四年に唯一の外国為替銀行として設立、東京三菱銀行、三菱東京UFJ銀行を経て、二〇一八年四月から三菱UFJ銀行となった。

注3…政府の調達庁は英語で「Office of Supply of the Republic of Korea」と表記し、英語の略称が「OSROK」であることから、一般には「オスロック」と呼ばれていた。

「オフアー業(注4)課税取引」前記の「都売業」輸入取引」以外の取引が該当する。韓国企業との輸出入取引の契約・決済は日本商社以外の第三者か日本商社の子会社が行ない、日本商社が仲介口銭を受領する場合、あるいは契約は韓国企業と日本商社の本社が行なうが、決済に日本商社の子会社や、韓国企業の子会社が介入する場合など、多様な取引が該当する。

取引のガイドライン

旧租税条約ではソウル支店の関与・不関与に関係なく、日本商社の本社が行なう取引が課税対象となるが、実際には韓国にある日本商社のソウル支店が日本本社と韓国企業との間を仲介しているのが普通である。このうち、日本商社の都売(卸売)取引になる要件は次のようなものであり、租税条約の交換公文に基づいて、実態利益に対して本社と支店の経費配賦率により、韓国源泉(支店)所得に課税される。

○日本商社の本社が韓国企業と日本企業のそれぞれと契約を締結し、決済を行なう。○日本商社が客先との価格交渉に主導権を持っている。○商品のクレーム処理を日本商社主体で行なっている。○日本商社が在庫している。○為替リスクを日本商社が負担している。○日本商社の利益を独自に決定している。○メーカーと需要家間の通信連絡を全て日本商社経由で行なっている、など。

商社側は、当然、これらの様々な役割を果たしている。「都売取引」であると主張するが、税務署の調査官は、日本商社が契約の当事者等になっても、実際の役割が単なる仲介者であるとして、課税額が高額な「オフアー業取引」に認定しようとするので、税務調査の際に激しい議論になることが多い。例えば、韓国から外国への輸出入取引はゼロ税率で、取引の形態が都売取引の場合には非課税なのだが、オフアー業取引に認定されると課税対象になり、相当に高額な税額になるため、どちらに分類されるかが非常に重要である。実際の取引形態は非常に複雑なため、どの取

引に該当するか、すなわち、課税額がいくらになるのかについて、商社の見解と韓国の税務当局の見解が全く異なることが多く、韓国での税金問題を難しいものにしていった。

認定口銭率

オフアー業取引のうち、第三者から口銭を受領した際には実際の口銭を課税所得とするが、特殊関係人と呼ばれる日本本社や日本本社の海外支店等や子会社から韓国支店が口銭を受領する取引が大多数であり、この場合は韓国政府が決めた「認定口銭率」が適用される。また、三菱、三井、住友等の旧財閥系企業グループに属す総合商社が、同じグループ企業との取引を仲介して、系列のメーカーから口銭を受領した場合にも、特殊関係人との取引と見做される。理由は、系列の日本メーカーと総合商社の日本本社とは密接な関係にあるので、口銭率を任意に決め、韓国支店への口銭を意図的に減額し、韓国での納税額を不当に減少させる恐れがあるというのである。しかし、韓国の総合商社が主に自身が所属する財閥のメーカーの輸出窓口として機能しているのに対して、日本の総合商社は、財閥の枠を超えて、各総合商社間で厳しい競争をしながらあらゆる有力メーカーと取引を行なっている。このため、韓国の税務当局が、三菱、三井、住友等の同じ社名を冠しているからという理由だけで特殊関係人との取引と見做すのは適当ではない。

この「認定口銭率」が制定された目的は、韓国の中小貿易商社の中には、一般的に取引帳簿が整備されていないなど、十分な経理処理ができないために利益額の特定が困難であったり、あるいは、自社の利益率を不当に少なく計上しているときなどに、扱っている商品の「認定口銭率」によって利益額を推定して、課税する場合に適用するためのものであった。このため、年間何万件もの取引があるにも拘わらず、一件ごとに詳細な経理処理を行ない、関連書類を全て保管した上で、申告納税している日本商社に適用するのは全く不当で

あると言わざるを得ない。

認定口銭率表は、韓国の中小貿易商社の口銭率実績を調査して決められているが、取扱高が非常に少ない中小商社は、一件で高い口銭を取らなければ商売にならないため、認定口銭率も非常に高い。

例えば、原油は鉱物性燃料として分類され、認定口銭率は「三・六%(注5)」となっている。日本企業、特に総合商社の原油取引は、一件で相当に高額な取引を繰り返しているが、一件当りの利益率は非常に低いにも拘わらず、三・六%の利益があったものとして課税されるのである。

法人税申告業務

総合商社には、海外税務を専門とする組織があるが、各社とも韓国だけは「韓国税務担当者」が決まっていたり、税務の専門家をソウルに駐在させる商社もあるなど、韓国税務は複雑で専門性が必要であった。また、取引一件毎に申告が必要なので、韓国税務の申告作業は膨大な作業になる。一九九〇年代の取引件数は日本商社のうち売上高が中位商社で年間一万件以上あったので、上位の商社の場合は二万から三万件になったものと思われる。

申告のためには、船積みごとに関係書類の写しを全て保存して、税務申告と税務調査のために備える必要があった。例えば、売買契約書、仕入契約書(あるいは注文書・注文請書、船積み書類(INVOICE)、L/C等の決済書類、口銭契約(Commission Agreement)、社内の売買伝票等)で、税務調査に対応するために、当時のテレックス、ファックス等の文書を五年間分保管することも必要であった。(第四回に続く)

(ふじた とおる・藤田東アジア研究所 代表)

注4…韓国政府から許可された輸出入代行業者のことを一般に「オフアー(Officer)商」と言うことから、輸出入代行業のことをオフアー業と呼んだ。

注5…一九九一年一月一日施行の「類別基本料率」による。

写真が語る韓国の「原風景」②

前川 恵 司

「写真・文」

スラム街から生まれた新都市ソウル

田舎に働き口はなく、ソウルで糊口をしのぐとやって来た人たちが、邸宅の塀をそのまま壁代わりにした箱バン（掘っ立小屋）を立て、丘はてっぺんまでスラム街に変わり、娼婦に転落した女性がヒロインの映画に人々が身を重ねて涙した時代だった。1970年のソウルの人口は543万人。朝鮮戦争休戦時の約5倍。北朝鮮に攻め込まれた時の3・2倍。「ソウルは満員だ」と人々は叫んだ。劣悪でしかないスラム街の頭上に首都高速道路の建設が始まり、韓屋を見下ろすかのように立ち始めた高層市民アパートが、明日はもう少し良くなる希望を感じさせ始めた。朝鮮戦争の戦火で荒廃したままの農村に「セマウル」運動の横断幕が張られたのもこの年。日韓国交回復から5年。韓国は急速に「戦後復興」をなし遂げていった。

（まえかわ けいじ・ジャーナリスト）

モダンアパートは、土がないからキムチが作れないと、意外と不評だった



丘の上のテント小屋





高速道路は「豊かさ」のシンボルのひとつだった



いつの間にか二階建てになった箱バン。
普通の住宅は平屋だった



戦場だった村で米軍野戦用テントで暮らしていた家族



人気のない農村の昼下がり



邸宅街の箱バンから着飾った娘が出て来る時代だった



大雨が来れば崩れそうな崖にも人々は暮らしていた

日韓紛争の激化を機に考える

——変化しつつある両国関係と関係冷却長期化への備え——

奥田 聡

昨年10月のいわゆる徴用工判決で日本企業が強制労働への慰謝料の支払いを命じられてもうすぐ1年が経過しようとしている。この間、日韓関係は極度に悪化した。とくに今年7月以降は、日本による対韓輸出管理の強化や韓国によるGSO M I A（日韓秘密軍事情報保護協定）破棄などで日韓紛争が激化・拡大し、事態はさらに悪化・長期化しそうな雲行きである。ここに至るまでには日韓の複雑な事情が絡み合い、多くの論点が挙げられる。紙幅の制約もあり、ここでは今回の日韓紛争を契機として浮き彫りになった以下の2点の事柄を概観してみたい。

起こるべくして起こった日韓歴史認識の正面衝突

まず、今回の対立の本質が日韓の歴史認識の正面衝突であった点である。韓国側が植民地支配は不法かつ無効であったとするのに対し、日本側は適法との立場をとってきた。1965年の日韓条約では日韓併合時の旧日韓条約が「もはや無効」という表現が使われたが、これは日韓のそれぞれで都合よく解釈できるようにするための妥協の産物であった。21世紀に入って日韓の力関係が拮抗する

と韓国では民族史観を前面に押し出す世論が力を持つようになり、植民地支配の不法性が声高に表明されるようになってきた。慰安婦や徴用工など植民地期の問題が市民団体など民族史観の影響を強く受ける人々によって大きく取り上げられ、日本の責任を問う声が強まったのもこうした文脈におけるものだ。昨年10月の徴用工判決は、韓国司法部が条約（1965年の請求権協定）よりも民族史観を重視する姿勢を明確にしたものといえよう。

一方、日本では植民地支配自体は適法で、国交正常化で解決済みとの意識が強い。韓国による歴史問題の提起に対し、かつては贖罪意識や日韓の経済格差が大きかったことなどから日本側が比較的鷹揚な姿勢をとっていた。しかし、先進国の隊列入りを果たした韓国が依然として頻繁に歴史問題を提起してくることに対する反発が強まったことや、高齢化が進行する日本自身に余裕がなくなってきたことなどから嫌韓世論が広まるようになった。また、日本には植民地支配についての対韓譲歩が中国や東南アジアに対する戦時賠償全般の見直しにつながることを恐れる事情もある。今般の徴用工判決にお

いて、日本が条約遵守を韓国に迫るのもこうした事情があったからだ。

民族史観に基づいて強制労働の道義上の問題を重視するようになった韓国側と、植民地時代の問題は解決済みとする日本側。歴史問題をめぐって両国の主張は正面から衝突し、当然のことながら徴用工判決をめぐっても議論が噛み合っていない。

鮮明となった韓国の「従中反日」

もう一つの論点は、外交上の懸案が生じた場合の韓国政府の対応の落差である。すなわち、中国に対する融和的姿勢と日本に対する対決的姿勢の落差が大きいという点である。今回の徴用工判決に対する韓国政府の対応を見ると、自国の立場を堅持して日本に対して妥協する姿勢を見せていないことがわかる。とくに、今年7月以降の日本の対韓輸出規制管理の強化をめぐる韓国政府の一連の動きを見ると、韓国の対応は一層強硬化していることがわかる。

徴用工判決の後、韓国政府の鈍い動きに業を煮やした日本は、違う角度からの揺さぶりに出た。7月1日に日本政府は半導体製造関連の部材3品目の対韓輸出管理強化を突如として発表し、続いて韓国のホワイト国（輸出管理上の優遇国）除外を8月28日に施行した。

こうした日本の措置に対する韓国の反発は極めて強いものであった。8月22日には韓国がGSO M I Aの破棄を決めたほか、9月18日には日本をホワイト国から除外した。韓国の民間での対応も日本にとって厳し

いものとなつてゐる。韓国国内でのビールやアパレル、自動車などの日本製品不買運動や日本への観光旅行自粛の動きが広がっており、関係業界への実害が出始めている。これまで、日韓の対立はもっぱら歴史問題に局限されていたが、最近では現在の経済、安全保障にまで紛争の局面が拡大してしまつた。

今回の日本による輸出管理強化と対比されるのが、韓国の THAAD（終末高度防衛ミサイル）配備に対する中国の対韓経済報復だ。2016年7月、当時の朴槿恵政権が配備を決定すると、韓国への団体旅行制限、「限韓令」、THAADの敷地を提供したロッテグループの「ロッテマート」約1000店の撤退など、報復は苛烈を極めた。

2017年に文在寅政権が誕生しても中国の対韓制裁は続いたが、事態の打開に向けて折れたのは韓国側だつた。同年11月に韓国は「三不」一限」と称される要求を飲まされ、制裁は徐々に解除されている。三不とは、(1) THAADの追加配備をしない、(2) 米国のミサイル防衛(MD)への不参加、(3) 日米韓の安保協力を軍事同盟に発展させない、の3つを指す。これに「THAADの運用は中国の利益を損なわないよう制限し、合わせて三不一限と呼ばれる。

こうした韓国の中国に対する融和的姿勢は日本への対決的姿勢とは対照的なものだ。この背景としては、韓国人の意識に内在する事大主義、小中華思想を指摘する向きがある。東洋的秩序の中で、最優位にある中国に頭が上がらない一方で、東夷たる日本に対しては自身の優位を誇示するというものである。

長期化への備えが必要

徴用工判決に端を発した今回の日韓紛争は長期化が避けられそうにない。今回の問題が日韓の歴史認識の衝突という深刻な側面を有し、東洋的な序列意識という韓国人の深層心理に根差すいささか面倒な部分も絡んでいるからだ。

紛争が長期化するとすれば、その影響が気になるところである。日韓紛争のもたらす経済的な損失は、大方の予想とは違って日本にとって厳しいものとなる可能性がある。

まず、日本の輸出管理強化が韓国企業の生産活動に与える影響は比較的短期間かつ小さいと見られる。今回のホワイト国除外で韓国企業が使用する日本製部材の一部で納期が不安定化することは避けられない。しかし、ホワイト国除外というのは輸出管理上の優遇措置のうちの一つ（一般包括許可）だけを廃止することである。日本の輸出企業が管理規定提出や実地調査などの手間をかければその他の包括許可制度を活用して対韓輸出を継続できる。中長期的には第三国調達や国産化という方法も視野に入る。7月に発表された輸出管理強化の3品目の一つであるフッ化水素については、台湾からの調達急増や国産化成功（LGディスプレイ、SKハイニックス）が伝えられるなど、早くも成果が出つつある。

これまで日本製部材の国産代替は緩慢なペースでしか進行しなかった。だが、日本による輸出管理強化が民族感情を刺激した面は否定できず、今後国産化は予想外に進展するかもしれない。アジア通貨危機やリー

マンショックなどの危機を無事乗り切つたことからわかるように、危機に際して韓国人が発揮する団結力や突破力は侮れない。

一方、日本への影響は小さくなく、将来にわたって固定化することが懸念される。ホワイト国除外に伴って多くの品目で納期が不安定化する可能性が規定上は発生する。ジャストインタイム生産を得意とする韓国企業がこれを嫌気して日本製部材の使用を避ける動きが広がるのが懸念される。また、上述のような第三国調達や国産化の加速も日本企業にとってはマイナスマテリアルとなる。こうして失われる韓国からのオーダーを日本が取り戻すことは困難であろう。不買運動や日本への観光旅行自粛も長期化の様相を呈している。10月7日には、アパレル大手で韓国ではゴルフウェアを販売してきたオンワードが日韓関係の悪化を理由に韓国市場から撤退すると発表するという事例も発生している。

筆者が9月末に参加した日韓経済人会議での雰囲気から察するに、今のところ韓国企業が大半して日本からの部材輸入を停止する動きは見られない。むしろ、日韓の政界主導による感情的な対応に特に韓国財界が困惑している状況のようだ。ベトナムなど第三国へすでに移転した韓国企業の海外拠点への輸出強化や、ホワイト国たる先進国への韓国拠点構築と日本側の輸出強化、そして、地道な協力関係を維持しておくことで来るべき日韓関係修復の時に備えることが肝要と思われる。

（おくだ さとる・アジア研究所教授）

雲南恐るべし

ここ10年間、夏はアジアの経済回廊の実走調査に出かけている。

今年の夏は中国・雲南省からベトナム・ハノイ市を駆け抜けた。11年ぶりに雲南省・昆明を訪れた。「変わったでしょう」という現地の案内者の問いかけに、別の地域に来てしまったというのが実感で、答えることができなかった。変わっていないのは11年前にも出くわした建設ラッシュで、現在も続いている。こうなればラッシュとはいえない。

雲南といえば、青銅器のドンソン文化発祥の地だ。そこで2015年に移転した雲南博物館を案内してもらおう。いきなり地球誕生から始まる。これじゃテーマパークじゃないかと半分バカにしていたが、そうでない。雲南はむかしは海だったのだ。インド大陸がユーラシア大陸と衝突することで隆起した。そのため、三葉虫の化石がわんさか展示されている。

次の部屋では恐竜の化石だ。もちろん原人の骨もある。歴史の厚みを思い知らされる。

ようやく青銅器の展示室にたどり着いた。日本がどنگり



アジアの窓

を石で砕いている時期に、雲南の青銅器は、実用品から精密なアクセサリーへと変化した。その次が仏教関連の展示室だ。雲南は、北部から大乘仏教、南から上座仏教、そして西からチベット仏教の交差点であったことを知る。実際、この3つが共存するお寺も訪れた。ちなみにその門構えは道教だ。その文化の厚みに圧倒された。

博物館を出ると、今度は一転、近代化、いやデジタル化の真つ最中の雲南に翻弄される。調査の対象として訪れたキノコや切り花の卸市場は、いずれもモバイル決済だった。食事代も現金では払えず、ウイチャットを持っていく同僚にいつも頼るはめになった。シェアバイク、電気バイクは当たり前、そして公共バスが電氣化されつつある。新しく建て替えられた昆明駅は空港並みの大きさを持つ。そこから広西チワン族自治区まで、日本の東北新幹線とそっくりの高速鉄道が結ぶ。構内には、ベトナムを経由してバンコクまでの東部線、ミャンマーを経由してバンコクまでの西部線、ラオスを経由してバンコクまでの中央線の計画が示されていた。実現すればここからインドシナ東南アジアを一周することができる。雲南省は中国では開発が遅れた地域とされる。とんでもない。

中国の力をけつして見誤ってはならない。この夏の収穫だった。

(大泉 啓一郎・アジア研究所教授)

✿ 研究所だより ✿

第2回アジア・ウォッチャー

9月28日、今年第2回目となるセミナー「アジア・ウォッチャー」を実施いたしました。今回は、アジア研究所所長の遊川和郎教授が「香港大規模デモと二国二制度の行方」をテーマに解説しました。

セミナーには97人の方々が参加され、香港の混乱とその展望に関する考察に熱心に傾聴しておられました。

アジア・ウォッチャーはアジア地域におけるタイムリーな 이슈を取り上げて行う一般向けセミナーで、今年度中にさらに実施する計画です。詳細が決まりましたら研究所ホームページ (<https://www.asia-u.ac.jp/laboratory/>) 及び大学ホームページ (<https://www.asia-u.ac.jp/>) に掲載いたします。

6月に実施された当研究所主催の公開講座に参加された方は、その際の受講票をお持ち下されば本年度のアジア・ウォッチャーを無料で受講出来ます。皆様のご参加をお待ちしております。

研究プロジェクトのご紹介

現在進行中の研究プロジェクトは以下の5つです。

2018-19年度

中国・習近平政権の着地点Ⅱ (代表者：遊川和郎)

高等教育におけるグローバル人材の国際比較と

21世紀型コンピテンシー (代表者：九門大士)

グローバル化時代の「二帯一路」経済圏構想と東アジア共同体の相関関係 (代表者：范云涛)

2019-20年度

新たな国際経済環境とASEANおよび各国の課題

(代表者：布田功治)

南北対話の拡大と経済交流 (代表者：奥田聡)

各プロジェクトは研究所内外の専門家により組織され、研究会を随時開催しております。研究期間の終了に際してはプロジェクト報告書を発行しております。既刊の報告書は研究所ホームページにて閲覧可能です。どうぞご利用ください。